

赤磐市公式LINE構築及び運用業務受託者選定プロポーザル実施説明書

赤磐市公式LINE構築及び運用業務(以下「本業務」という。)に係る公募型プロポーザルの手続等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

本業務は、情報発信力強化に資する市の公式LINE構築等業務を委託するにあたり、最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

赤磐市公式LINE構築及び運用業務

(2) 業務内容

別紙「赤磐市公式LINE構築及び運用業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

構築:契約締結日から令和7年3月31日まで

運用:運用開始日から5年間(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

ただし、本業務の運用開始予定日は、令和6年11月1日からとする。

(4) 提案上限額

構築に係る見積価格上限額 1,298千円(消費税及び地方税の額を含む)

運用に係る見積価格上限額 月額165千円(消費税及び地方税の額を含む)

ただし、本金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また提案価格は上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4規定に該当しない者であること。
- (2) 市及び岡山県内の他の地方公共団体から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止または除外等措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置命令要綱(平成18年赤磐市告示第114号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を完納している者であること。

- (7) 過去5年以内(2019年4月1日～2024年3月31日)に他の地方公共団体で継続して12か月以上同種同様の履行実績があること。
- (8) LINEヤフー株式会社の認定パートナーのうち「LINE Technology Partner」に認定されていること。

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

参加資格要件を満たしていることが確認できる書類を参加申込書とともに提出してください。なお、証明書等については申込書提出日の3か月以内のものを有効とします。

No	提出書類	部数	備考
1	提案参加申込書	1	(様式第1号)
2	会社概要	1	会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。 (任意様式)
3	業務実績	1	過去5年以内に他の地方公共団体で継続して12か月以上同種同様の履行実績があることが確認できる内容を記載すること。また、電子申請における導入実績の有無も記載すること。 (任意様式)
4	法人登記簿謄本	1	法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可とする。
5	決算書又は財務諸表	1	直近事業年度の決算書又は財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
6	委任状	1	入札、契約等の権限を支店長等に委任する場合に提出を求めます。 (任意様式)
7	使用印鑑届出書	1	(別記様式1)
8	印鑑証明書	1	法人代表者印
9	未納がないことを証明する書類(納税証明書)	1	①国税(所得税、消費税及び地方消費税) ②岡山県税(賦課するすべての税目) ※契約先の所在地が岡山県の場合 ③事業者の赤磐市税(すべての税目) ※契約先の所在地が赤磐市の場合 ④代表者の赤磐市税(すべての税目) ※賦課されているものがない場合は不要 市内業者の場合は、これらに加えて代表者の市区町村税(すべての税目)が必要となります。

10	誓約書	1	(別記様式2)
----	-----	---	---------

※任意様式はA4判で作成すること。

※参加申込書類4～10の書類については、令和5年度赤磐市入札参加資格者名簿に登録されている者は省略することができる。

- (2) 提出期間 令和6年5月20日(月)から令和6年6月3日(月)まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送すること。
 なお、持参の場合は各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日
 を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日
 (以下「市の休日」という。)を除く。また、郵送の場合は、令和6年6月3日(月)午後5
 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が
 入っていることがわかるように記載すること。
- (4) 提出場所 赤磐市役所総合政策部秘書広報課
- (5) 参加資格審査結果通知
 - ① 参加資格審査結果の通知は、令和6年6月6日(木)までに電子メールにて通知する。
 - ② 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以
 内に、公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書(様式第3号)により説明
 を求めることができる。
 - ③ ②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除
 く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書(様式第4号)により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月20日(月)から令和6年5月27日(月)午後5時まで
- (2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(別記様式3)に記入の上、電子メー
 ルにて提出すること。
 ※電子メールの件名の先頭に「赤磐市公式LINE構築及び運用業務に関する質
 疑」と必ず記載すること。
 ※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
- (3) 回答 公平性を保つため、令和6年5月29日(水)までに質問内容の回答の全てを
 赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は本実施説明書及び仕
 様書等の追加事項又は修正事項とみなす。
- (4) 提出先 赤磐市役所総合政策部秘書広報課
 メールアドレス:hisho@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申し込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(別記様式4)を令和6年6月21日(金)午後5
 時までに提出すること。

なお、辞退することによって市との契約等に不利益な取り扱いをするものではない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また郵送の場合は、令和6年6月21日(金)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

- (2) 提出先 赤磐市役所総合政策部秘書広報課

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び作成要領

① 企画提案書(任意様式)

(ア) 提出部数は、正本1部(押印したもの)、副本9部とする。

(イ) 提案内容は、次の表の提案項目ごとに、提案内容を具体的かつわかりやすく記載すること。

提案事項	提案内容等
基本事項	・業務の概要、方針など ・構築から運用までのスケジュール ・業務体制
業務実績	・過去5年以内の他の地方公共団体での継続して12か月以上同種同様の履行実績 ・過去5年以内の他の地方公共団体での電子申請導入実績
システム概要・特徴	・ユーザ情報登録画面と操作 ・管理者画面と操作方法 ・管理者の事務負担を軽減する工夫と特長
画面デザイン	・リッチメニューデザイン ・ユニバーサルデザインへの配慮
構築・運用サポート	・構築サポート体制、障害発生時の対応 ・職員研修(構築時、運用以降) ・登録者増加への施策
セキュリティ	・情報漏洩を防止するための対策、サーバ保管等体制 ・個人情報保護体制
独自提案	・本要領及び仕様書の記載事項以外に、利便性を高める機能や効果的な情報発信方法等の提案がある場合は記載すること。また、提案は本業務の提案上限額内での提案とすること。

(ウ) 提案書は、A4サイズで製本し、両面10ページ程度(表紙・目次を除く)で作成すること。(A3サイズを使用する場合は、折り綴じること。)

なお正本の表紙には、宛名「赤磐市長」、タイトル「赤磐市公式LINE構築及び運用業務」、提出年月日、社名及び代表者名、代表者印を記載すること。

※副本については、会社名、ロゴなど提案者を識別できる情報を含んではならないことに留意する

こと。

② セキュリティ要求仕様一覧表

(ア) 提出部数は、正本1部(押印したもの)、副本9部とする。

③ 見積書(任意様式)

(ア) 提出部数は、正本1部(押印したもの)、副本9部とする。

(イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また費用は、構築費用と運用費用の内訳が分かるようにし、内訳明細も添付すること。

(2) 提出期限 提出依頼日から令和6年6月21日(金)まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は各日も午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また郵送の場合は、令和6年6月21日(金)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所総合政策部秘書広報課

(5) その他 参加申込書が提出期限までに到着しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し、総合的に審査、採点することにより、総得点の高い順に受託候補者と次点者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和6年7月2日(火)

※時間については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市役所3階第1会議室

(3) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③ プレゼンテーションの内容は、企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤ プレゼンテーションは、1事業者につき、企画提案書の説明等を30分以内で実施し、その後20分程度の質疑応答時間を設ける。

⑥ プレゼンテーションに必要なパソコン、HDMI ケーブル等は参加希望業者において用意すること。(プロジェクター、スクリーン及び電源は市において用意する。)

⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

審査項目	評価事項	配点
基本事項	・業務内容を理解し、業務の遂行にあたっての考え方、方針、提案等の概要が明確に示されているか。 ・構築から運用までの具体的なスケジュールが示されているか。無理なく適切なスケジュールとなっているか。 ・業務を円滑に遂行することができる体制が整っているか。	15
業務実績	・過去5年以内に他の地方公共団体で継続して12か月以上同種同様の履行実績があるか。 ・過去5年以内に他の地方公共団体での電子申請導入実績があるか。	10
システム概要・特徴	・利用者(市民)にとってわかりやすく、使いやすい仕様となっているか。 ・管理者にとってわかりやすく、使いやすい仕様となっているか。	70
画面デザイン	文字や画面、アイコンなどはカラーユニバーサルデザインを考慮したうえで、誰がみてもわかりやすいデザインとなっているか。 市をイメージしたリッチメニュー案となっているか。	
構築・運用サポート体制	・職員へのサポート体制が充実しているか。運用に向けた職員研修の実施回数や方法が示されているか。 ・導入後の運用中の市の要望やシステム障害等のトラブルサポート体制は充実しているか。 ・市公式LINEの登録者増加に係る提案は効果的なものであるか。	
セキュリティ	情報漏洩防止対策や体制が明確に示されているか。 サーバ保管場所のセキュリティ対策の体制が示されているか。	
自由提案	要求仕様以外に、有効な機能があれば自由に提案すること。ただし、提案上限額内での提案とすること。	
価格	業務金額は妥当かどうか	5
合計		100

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表と

し、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、市及び岡山市内の他の地方公共団体の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、赤磐市公式LINE構築及び運用業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則(平成17年赤磐市規則第55号)に基づき行う。

11. プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
選定実施説明書(本書類)の配布	令和6年5月20日(月)
質問書の提出期限	令和6年5月27日(月)
質問書の公表期限	令和6年5月29日(水)
参加表明書等の提出期限	令和6年6月3日(月)
企画提案書等の提出期限	令和6年6月21日(金)
審査(プレゼンテーション)	令和6年7月2日(火)(予定)
受託候補者の選定、審査結果の通知、契約締結及び審査結果の公表	令和6年7月下旬

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後5時までとする。

12. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。
この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生じることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出後は、内容について追加・変更・差し替えは一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

13. 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344

赤磐市総合政策部秘書広報課

電話 : 086-955-4770

FAX : 086-955-1261

E-Mail : hisho@city.akaiwa.lg.jp